

<概要>

核兵器の拡散を防止するための核拡散防止条約（NPT）を補完するものとして、原子力供給国会合（Nuclear Suppliers Group：NSG）の合意による原子力関連資機材の輸出規制が1977年から行われている。イラクによる核兵器開発問題を契機として、1992年には原子力汎用品・技術の輸出を規制するNSG part2が創設され、[核不拡散](#)のための輸出規制の枠組みが強化された。日本においては、外為法及び関連政令等により、原子力関連資機材、原子力汎用品・技術の輸出が規制されている。

<更新年月>

2006年01月

<本文>

1. はじめに

国際社会の安全に脅威を与えるおそれのある様々な兵器の開発、製造に使われ得る資機材や技術を提供する能力のある先進工業国は、安全保障の観点から、一定のルールを定め、関係各国が協調して輸出規制政策を行っている。大量破壊兵器である核兵器、生物兵器、化学兵器に関わるこのような国際輸出規制の枠組みとして、[核不拡散条約](#)（核兵器不拡散条約、NPT）、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約がある。また、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイルに関わる資機材、技術についても大量破壊兵器に準じた輸出規制がなされている（[図1](#)参照）。

冷戦時代、欧米16か国と日本は、共産圏諸国を対象として軍事技術、戦略物資の輸出規制を行うため、対共産圏輸出統制委員会（Coordinating Committee for Multilateral Export Controls, Coordinating Committee for Export to Communist Areas；COCOM：ココム）を設立し、大量破壊兵器、通常兵器等に関わる資機材、技術の厳格な輸出規制を行っていたが、冷戦の終結を受けて、ココムは1994年3月に廃止された。現在は、対象国を特定せず、通常兵器と軍事転用可能な汎用技術等合計約110品目を規制の対象とする緩やかな枠組みである[ワッセナー・アレンジメント](#)（Wassenaar Arrangement、新ココムとも呼ばれる；1996年7月発足）がある。これらの国際安全保障に関わる輸出規制の概要を[表1](#)に示す。核不拡散関係年表を[表2](#)に示す。

2. 原子力関連資機材輸出規制の経緯と概要

(1) 原子力供給国会合（NSG）の経緯と概要

1970年に発効し、1995年に無期限延長された核不拡散条約（Treaty on Non-Proliferation of Nuclear Weapons：NPT）は、非核兵器国が核兵器を保有する権利を自ら放棄し、国際的な合意に基づく核不拡散の枠組みをつくるものである。NPTは、条約参加の非核兵器国（条約発効時に核兵器を保有していた米国、ソ連（現、ロシア）、イギリス、フランス、中国の5か国を除く各国）への核兵器の移転を禁止し、これらの国々に国際原子力機関（International Atomic Energy Agency：IAEA）の[保障措置](#)を受け入れを義務づけるとともに、参加国が非核兵器国に核物質等の原子力資機材を移転する際には、当該核物質等に保障措置が適用されることを条件としている。

しかしながら、NPTの発効から4年後の1974年5月、NPT非加盟国であるインドが、IAEA保障措置下にあるカナダ製研究用原子炉から得た[使用済燃料](#)を再処理して得た[プルトニウム](#)を使用して核爆発実験を行った。この出来事は、NPTによる核不拡散体制がその実効性において不十分なものであることを示し、[核爆発装置](#)の製造につながる資機材の国際的な流通を規制することの必要性を認識させる契機となった。このため、翌1975年4月から、日本、アメリカ、ソ連、イギリス、フランス、西ドイツ、カナダの7か国が実効性のある原子力関連資機材の輸出規制に関する協議を開始した。NPTのような国際条約に基づく、受領国も合意の上での核不拡散体制ではな

く、核兵器開発に用いられる資機材、技術を供給する能力のある、いわゆる原子力供給国が協調して輸出管理を行い、実態として核兵器の拡散を防止しようとするものである。これが原子力供給国会合（Nuclear Suppliers Group : NSG）であり、ロンドンで会議が開かれたことからロンドンクラブとも呼ばれた。1977年9月にはNSGガイドライン（法的拘束力のない、いわゆる「紳士協定」:公開文書）が合意され、1978年1月に公表された。なお、この時点までに参加国は15か国となった。

ガイドラインでは、核原料物質、特殊核分裂性物質、原子炉その他の設備などを規制品目として掲げ、供給国は、核爆発装置につながる使い方をしないとの受領国の確約を得た場合にのみ対象品目の移転を許可すべきこと、供給国は、受領国においてIAEA保障措置が適用される場合にのみ対象品目の移転すべきこと、受領国において核物質防護が実施されるべきことなどの要件を示している（表3参照）。NPTにおいて保障措置の対象となる原子力資機材に加えて重水等を規制品目としたこと、濃縮、再処理、重水製造設備に関連した技術の移転も規制の対象としたことなどが特徴となっている（表4参照）。

(2) NSG part2の経緯と概要

1991年の湾岸戦争後のIAEAの査察により、イラクの核兵器開発計画が明らかにされたが、そこで使われていた資機材の多くが、英、米、独、日等、NSGメンバーを中心とした先進国から輸出されたものであった。当時、核原料物質や重水等の原子力開発に特有の資機材については、NPTやNSGにより国際的な輸出規制が行われていた。しかしながら、イラクはこれらの輸出規制対象資機材を密かに調達する努力を行うとともに、自らウラン濃縮技術やプルトニウム生産技術を開発していた。そしてそこに用いられたのが、先進国から輸入された一般の資機材（汎用品）であった。この事件により、もっぱら原子力専用資機材を規制の対象としてきた既存の核不拡散体制は再びその実効性に疑問が投げかけられる事態となった。これを受けて、1977年のガイドライン合意以来開催されることがなかったNSGの会合が、1991年、オランダの呼びかけにより、13年ぶりにハーグで開催された。そして翌1992年4月には、原子力汎用品の規制を行うNSG part-2のガイドラインと規制対象リストが合意された。

ガイドラインは、輸出許可手続き、移転を許可するための統一的条件、再移転の同意等、包括的なものとなっている。また、規制対象のリストは65品目（現在は64品目）となった。

このNSG part-2の創設を受けて、各国がそれぞれの国内法制を整備し、原子力汎用品の輸出規制を実施している。日本においても、1992年12月に輸出貿易管理令等関係法令が改正され、輸出規制が実施されている。NSG参加国は、2004年6月、中国、エストニア、リトアニア、マルタの4カ国、2005年7月にクロアチアが新たに加わり45カ国となった。なお、インド、パキスタン及びイスラエル等のNPT非締約国やイランは参加していない。

ガイドライン（表5参照）においては、目的（第1項）及び基本原則（第2項）で、付属リストの対象品目の輸出規制が核兵器の拡散の防止を目的とすることを明らかにすると同時に、核爆発活動又は非保障措置核燃料サイクル活動に寄与する場合のみを対象とするものであって、それ以外の一般的な活動を妨げるものではないことを明らかにしている。

輸出許可手続き（第4項）においては、輸出を許可するかどうかを検討するにあたって考慮に入れるべき事項を示している。なお、これらの要素は考慮事項であり、移転のための条件（第5項）のように、満たすことが輸出の絶対条件ではない。

移転のための条件（第5項）においては、供給国が、移転を許可する前に、最終需要に関する誓約書等を取得すべきであると定めている。

付属リストは現在64品目からなっており、産業機械、材料、ウラン同位体分離機器、重水製造プラント関連機器、内爆システム開発機器、爆発物及び関連機器、核実験機器、その他の8分野にカテゴリー分けされている（表6参照）。付属リストには注釈がついており、リストに関連したすべての技術を輸出規制の対象とする旨定められている。したがって、NSGにおける輸出規制の対象は、規制対象品目である貨物に限られず、それらに対応する技術情報を提供することも含んでいる。これを受けて、日本の輸出規制においても、技術の移転を規制対象としており、例えば、日本国内で外国人を対象技術を教えることも規制されている。

なお、上記ガイドライン及び付属リストのほかに、参加国間の了解覚書があり、参加国への輸出には、ガイドラインに示された輸出手続を簡略化することができる、ガイドラインに基づき輸出を拒否した場合には、その内容を他の参加国に通知するとともに、他の参加国は少なくとも3年間、輸出拒否国との協議なしに同じ輸出案件を許可してはならない。また最低年1回の会合により、参加国間の情報交換を行うなどの内容が取り決められている。

原子力汎用品を対象とするNSG part2の成立により、原子力専用資機材を対象とする従来のNSGは、以後NSG part1と呼ばれるようになったが、その内容についても、従来、輸出の際の条件として求められるIAEA保障措置の対象が、当該輸出資機材に係る原子力活動に限られていたも

のを、輸出先国内におけるすべての原子力活動を対象とする包括的保障措施（Full Scope Safeguard：FSS）に拡大し、その適用範囲を現在のみならず将来の活動をも含むものとするなど、抜本的強化が図られた。

3. 日本の原子力関連資機材輸出規制

わが国の輸出規制は、外為法（外国為替及び外国貿易法）に基づき実施されている。具体的には、外為法に根拠を持つ輸出令（輸出貿易管理令）等に規制対象の資機材等が規定され、それらを輸出する場合には、経済産業大臣の許可又は承認が必要とされている。実際の輸出にあたっては、税関が必要な許可等を受けているかどうかをチェックし、不正な輸出が行われないことを確保するしくみとなっている。

日本は、1975年にNSG協議が開始された時からのメンバーであり、part2創設の協議にも積極的に参加した。part2創設後はその事務局（Point of Contact：POC）を引き受け、1995年からはpart1の事務局もつとめるなど積極的な役割を果たしている。

NSG part2の創設を受けて、1992年12月に、輸出令及び外為令（外国為替令：外為法のもとで役務取引を規制する政令）が改正され、それぞれにNSG part2の規制対象品目が追加された。これにより、現在の輸出令及び外為令には、NPT、NSG part1及びpart2の規制対象品目のすべてが掲げられている。なお、1992年7月には、通産省（現、経済産業省）が「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」という通達を出し、輸出の際に、最終用途の誓約を最終需要者から取得すべきこと等のルールを明らかにしている。具体的には、原子力汎用品の輸出にあたって調査すべき事項を16項目にわたって示しており（表7参照）、さらに、輸出許可申請にあたって、取得・提出すべき書類や誓約書を定めている（表8参照）。

なお、1996年12月、日本の電子機器メーカーH社と商社R社が核兵器の開発、製造に利用可能で、NSG part2の規制品目である精密光学測定装置18台を通産大臣の許可を得ないで韓国経由で中国に輸出した事件が、日本におけるNSG輸出規制に関わる外為法違反の最初の事例である。また、この他の原子力関連の外為法違反事例として、1986年から1987年にかけてP社が、原子炉の制御棒素材として用いられることから、当時のココムに基づき輸出が規制されていたハフニウムを、無承認で東ドイツに輸出した事件がある。

<関連タイトル>

核兵器不拡散条約（NPT）（13-04-01-01）

<参考文献>

- (1) 国吉 浩：原子力関連輸出規制と違反事例、日本原子力学会誌、Vol.41 No.8 p.9?19 (1999)
 - (2) 国吉 浩、神田啓治：核不拡散輸出管理体制の強化と将来の課題、日本原子力学会誌、Vol.40 No.10 p.33?41 (1998)
 - (3) 朝日新聞社発行：知恵蔵、69 (2000) p.860
 - (4) 外務省ホームページ：軍縮・不拡散、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho.html>
-

表1 各国際安全保障輸出規制の概要

	ワッセナー・アレンジメント (WA)	原子力供給国会合 (NSG)	オーストラリア・グループ (AG)	ミサイル関連機材・技術輸出 (MTCR)
設立目的・趣旨	地域紛争防止の観点からの通常兵器及び関連資機材の輸出規制	1974年のインドの核実験を契機として発足した、核原料物質、原子力専用設備等の輸出規制(part1); イラクの核開発問題等を契機として1992年に、核兵器の製造等に使用され得る原子力関連資機材の規制を創設(part2)	イラン・イラク戦争における化学兵器使用を契機として発足した、生物・化学兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制	1980年代初顔、ミサイル開発が活発化してきたことを背景とした大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、部品及び製造設備等の輸出規制
発足年	1996年	1977年(part1) 1992年(part2)	1985年	1987年
参加国数	33カ国	35カ国	30カ国	32カ国
規制対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ○汎用品 先端材料、材料加工、エレクトロニクス、電子計算機、通信、センサー、レーザー、航法装置、海洋関連、推進装置等 ○武器 銃砲、爆弾、軍用車両、軍用航空機、軍用船舶等 	<p><part 1></p> <ul style="list-style-type: none"> ○核原料物質(天然ウラン、劣化ウラン、トリウム)及び特殊核分裂性物質(プルトニウム239、ウラン233、濃縮ウラン) ○原子炉、重水素及び重水、原子炉級黒鉛等 ○再処理プラント、同位体分離・濃縮プラント、重水生産プラント等 <p><part 2></p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業機械(工作機械等) ○材料(繊維材料、ピスマス等) ○ウラン同位体分離機器(フッ素製造用、電解槽、レーザー等) ○重水製造プラント関連機器(パッキング、交換反応粗等) ○内爆システム開発機器(X線発生装置、電子式撮影装置等) ○爆発物及び関連機器(精密起置、コンデンサ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○化学兵器原材料 亜リン酸ジエチル、五塩化燐、シアン化ナトリウム等 ○化学兵器関連製造設備 反応器、貯蔵容器、凝縮器、熱交換機等 ○生物剤 日本脳炎ウイルス、チフス菌、ぶどう球菌等 ○生物兵器関連製造設備 物理的封込用装置、密閉式発酵槽、連続式遠心分離器等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ロケット、無人航空機(システム、サブシステム) ○ロケット、無人航空機関連資機材 ・部品(航法装置、推進装置等) ・材料(構造材料、推進薬等) ・試験装置、製造装置

[出典] 国吉 浩:原子力関連輸出規制と違反事例、日本原子力学会誌、Vol.41 No.8 p.10(1999)

表2 核不拡散関係年表

年	事 項
1945	米国原爆開発、広島、長崎に原爆投下
46	米国バルークプラン(原子力国際管理案)を提案
49	ソ連原爆開発
52	英国原爆開発
57	IAEA(国際原子力機関)設立
60	フランス原爆開発
64	中国原爆開発
65	米、ソそれぞれ核不拡散条約(NPT)案を提案
68	国連、NPT(核不拡散条約)可決、署名に開放
70	日本、NPTに署名 NPT発効
74	インド核爆発実験
75	NSG(原子力供給国会合)協議開始
76	日本、NPTを批准
77	カーター不拡散政策の発表 NSGガイドライン合意
78	米国NNPA(不拡散法)成立
90	北朝鮮核開発疑惑問題化
91	湾岸戦争 ソ連解体
92	中国、フランスがNPTに加盟 NSG part2成立、日本が事務局(POC)を引受け
93	NSG part1にフル・スコープ保障措置を導入
95	KEDO(朝鮮半島エネルギー開発機構)設立 NPT無期限延長
96	CTBT(包括的核実験禁止条約)採択
97	「93 プラス2」合意
98	インドおよびパキスタン核実験を実施

[出典] 国吉 浩、神田 啓治:核不拡散輸出管理体制の強化と将来の課題、
原子力誌、40(10),767(1998)

表3 NSGガイドラインの主要部分(NSG part1)

項番	概要
第2項	供給国は、核爆発装置につながる使い方をしないとの受領国の確約を得た場合のみ、対象品目の移転を許可すべき。
第3項	受領国において、核物質防護が実施されるべき。
第4項	供給国は、受領国においてIAEA保障措置が適用される場合のみ対象品目を移転すべき。
第6項	第2項、第3項、第4項の要件は、移転された施設や技術を利用した再処理、濃縮、重水生産施設にも適用されるべき。
第7項	濃縮又は再処理施設を移転する場合、供給国は、これを多数国が参加するような施設とするよう、受領国に働きかけるべき。
第8項	濃縮施設又は濃縮技術の移転については、受領国は、移転された施設や技術を利用した施設が、供給国の同意なく、20%以上の濃縮ウランの生産のために設計、運転されないことに同意すべき。
第9項	<p>以下の場合は、供給国の同意が要求されるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)再処理、濃縮、重水生産施設、その主要な構成物、又はその技術の再移転 (2)移転された再処理、濃縮、重水生産関連品目の再移転 (3)兵器級物質又は重水の再移転

[出所] <http://www.iaea.org/worldatom/infcircs/inf254r2p1.html>、ガイドライン原文

[出典] 国吉 浩：原子力関連輸出規制と違反事例、日本原子力学会誌、Vol.41

No.8 p.11(1999)

表4 NSGガイドラインの規制品目(NSG part1)

1.1 核原料物質

天然ウラン、劣化ウラン、トリウム

1.2 特殊核分裂性物質

プルトニウム239、ウラン233、濃縮ウラン

2. 原子炉及びその設備

原子炉、原子炉圧力容器、原子炉燃料交換機、原子炉制御棒、原子炉圧力管、ジルコニウム管、原子炉冷却材ポンプ

3. 核物質ではない原子炉用資材

重水素及び重水、原子炉級黒鉛

4. 照射済燃料の再処理プラント及びその設備

照射済燃料要素の切断機、溶解タンク、溶媒抽出装置・設備、化学的保管・貯蔵槽、硝酸プルトニウムのプルトニウム酸化物への転換システム、プルトニウム酸化物からの金属プルトニウム生産システム

5. 燃料要素の加工プラント

6. ウラン同位元素分離プラント及びその設備(分析機器を除く)

ガス遠心分離装置・部分品、同補助装置・部分品、ガス拡散濃縮装置・部分品、同補助装置・部分品、空気動力学濃縮装置・部分品、化学・イオン交換濃縮装置・部分品、レーザ濃縮装置・部分品、プラズマ分離濃縮装置・部分品、電磁濃縮装置・部分品

7. 重水、重水素、重水素化合物生産プラント及びその設備

水-硫化水素交換塔、送風・圧縮機、アンモニア-水素交換塔、交換塔内装物及び多段接触器用ポンプ、アンモニア分解装置、赤外線吸収分析器、触媒バーナー

8. ウラン転換プラント及びその設備

U-UO₃転換装置、UO₃-UF₆転換装置、UO₃-UO₂転換装置、UO₂-UF₄転換装置、UF₄-UF₆転換装置、UF₄-U転換装置、UF₆-UO₂転換装置、UF₆-UF₄転換装置

[出所] <http://www.iaea.org/worldatom/infocircs/inf254r2p1.html> ガイドライン原文

注:原文を正確に訳すと、一つ一つの品目の説明が長く冗長になるため、適宜省略を行っている。

正確な定義については、原文を参照のこと。

[出典] 国吉 浩:原子力関連輸出規制と違反事例、日本原子力学会誌、Vol.41 No.8 p.12(1999)

表5 NSG part2ガイドラインの主要条文

目的(第1項)

核兵器不拡散を目的として、核爆発活動及び非保障核燃料サイクル活動に使用、又はその可能性のある規制対象品目の移転に当たって、供給国は本ガイドラインを遵守し、国内法に反映させることに合意した。

基本原則(第2項)

規制対象品目が核爆発活動及び非保障核燃料サイクル活動に使用、又はその可能性がある場合は原則として輸出禁止とすること。

輸出管理制度の確立(第4項)

供給国は規制対象品目の輸出管理制度を確立し、輸出許可に当たっては基本原則と以下の要件を考慮しなければならない。

- ①受領国がNPT等の不拡散体制に加盟し、IAEAとFSSを締結していること。
- ②NPT等の不拡散体制に加盟していない受領国の場合は、非保障核燃料サイクル活動の施設を保有していないこと。
- ③最終需要者の最終用途が妥当であること。
- ④再処理・濃縮施設の研究・開発・設計・製造・建設・運転・保守に使用されないこと。
- ⑤受領国の行動・声明・政策が不拡散体制を支持していること。
- ⑥受領国が違法な調達を行っていないこと。
- ⑦最終需要者への過去の輸出が不許可となっていないか、又は過去の移転がガイドラインにそぐわない目的に流用されていないこと。

供給条件(第5項)

供給国(供給者)は輸出許可の前に国内法の許す範囲で以下の書類を入手すること。

- ①最終需要者により最終用途及びその場所を明記した誓約書。
- ②核爆発活動及び非保障核燃料サイクル活動に使用しない旨の誓約書。

再移転時の、前同意(第6項)

規制対象品目をNSG非加盟国へ移転する場合は、第三国への再移転時に原供給国(原供給者)の事前同意を得る旨の誓約書を入手すること。

[出典] 国吉 浩、神田啓治：核不拡散輸出管理体制の強化と将来の課題、日本原子力学会誌、Vol.40 No.10 p.38 (1998)

表6 NSG part2ガイドラインの規制品目

1. 産業機械

しごき成形機、数値制御装置及び数値制御工作機械、精密測定装置、真空誘導炉、アイソスタティックプレス、ロボット及びエンドエフェクター振動試験装置、アーク、プラズマ及び電子ビーム炉

2. 材料

アルミニウム合金(高強度)、ベリリウム、ビスマス(高純度)、ポロン(濃縮ポロン10)、カルシウム(高純度)、三フッ化塩素、るつぼ、繊維材料、ハフニウム、リチウム(濃縮リチウム6)、マグネシウム(高純度)、マレージング鋼、ラジウム226、チタン合金、タングステン、ジルコニウム、ニッケル粉末

3. ウラン同位体分離機器

フッ素製造用電解槽、ローター及びペローズ製造組立装置、バランスングマシン、フィラメントワインディングマシン、周波数変換器、レーザー質量分光計及びイオンソース、六フッ化ウラン耐食性ゲージ、六フッ化ウラン耐食性バルブ、超伝導ソレノイド電磁石、真空ポンプ、高出力直流電源装置(500A以上)、高圧直流電源装置(20,000V以上)、電磁分離装置

4. 重水製造プラント関連機器

パッキング、アンモニア用ポンプ、交換反応槽、低温蒸留柱、アンモニア合成反応槽

5. 内爆システム開発機器

X線発生装置、マルチライトガスガン、機械式撮影装置、電子式撮影装置、精密水中計測器

6. 爆発物及び関連機器

精密起爆装置、スイッチングデバイス、コンデンサー、発火装置及び強化パルス発生装置、高性能爆薬

7. 核実験機器

光電子増倍管、超高速パルス発生装置

8. その他

中性子発生システム、リモートマニピュレーター、耐放射線シールド窓耐放射線テレビカメラ、トリチウム、トリチウム製造装置、白金触媒、ヘリウム-3、中性子発生源

[出所] Kedlec, R. P.: JAMA, 278[5], 351~356(1997).

[出典] 国吉 浩: 原子力関連輸出規制と違反事例、日本原子力学会誌、Vol.41 No.8 p.13(1999)

表7 原子力関連資機材の輸出にあたって調査すべき事項

- ①輸入者又は需要者の存在及び身元
- ②輸入者及び需要者の兵器等開発又は製造の有無
- ③輸入者及び需要者の関係者の軍、兵器製造業者等問題となる者の存在の有無
- ④輸入者又は需要者からの当該貨物の使用目的についての明確な説明の有無
- ⑤当該貨物の設置場所又は使用場所の明確性及び軍関係設備の近隣又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域でないことの確認
- ⑥当該貨物を使用される設備や同時に扱う原材料についての説明
- ⑦需要者等の事業内容、技術レベルからみた当該貨物を必要とする合理的理由
- ⑧当該貨物の輸送、設置等に対する過剰な安全装置又は処置の有無
- ⑨異常に大量のスペアパーツ等の要求の有無
- ⑩通常必要とされる関連装置の要求の有無
- ⑪通常予想される条件以上の好意的支払い条件の提示の有無
- ⑫通常要求される程度の保証の要求の有無
- ⑬据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請の有無
- ⑭輸送時における表示、船積についての特別な要請の有無
- ⑮輸送時における梱包と表示仕向地との一貫性
- ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求の有無

[出典] 通商産業省通達「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」

[出典] 国吉 浩:原子力関連輸出規制と違反事例、日本原子力学会誌、
Vol.41 No.8 p.18 (1999)

表8 輸出許可の申請にあたって取得・提出すべき書類と誓約書

〈取得すべき書類〉

需要者が確定している場合	需要者が確定していない場合
<p>① 需要者の所在地、事業内容、組織、資本関係、主な販売先等に係る説明書</p> <p>② 需要者の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する対外公表資料又は登記簿等の公式文書</p>	<p>① 輸入者から自己の所在地、事業内容、組織、資本関係、予定される販売先等に係る説明書</p> <p>② 輸入者の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する対外公表資料又は登記簿等の公式文書</p> <p>③ 輸入者から当該貨物の保管方法保管場所等についての説明書</p>

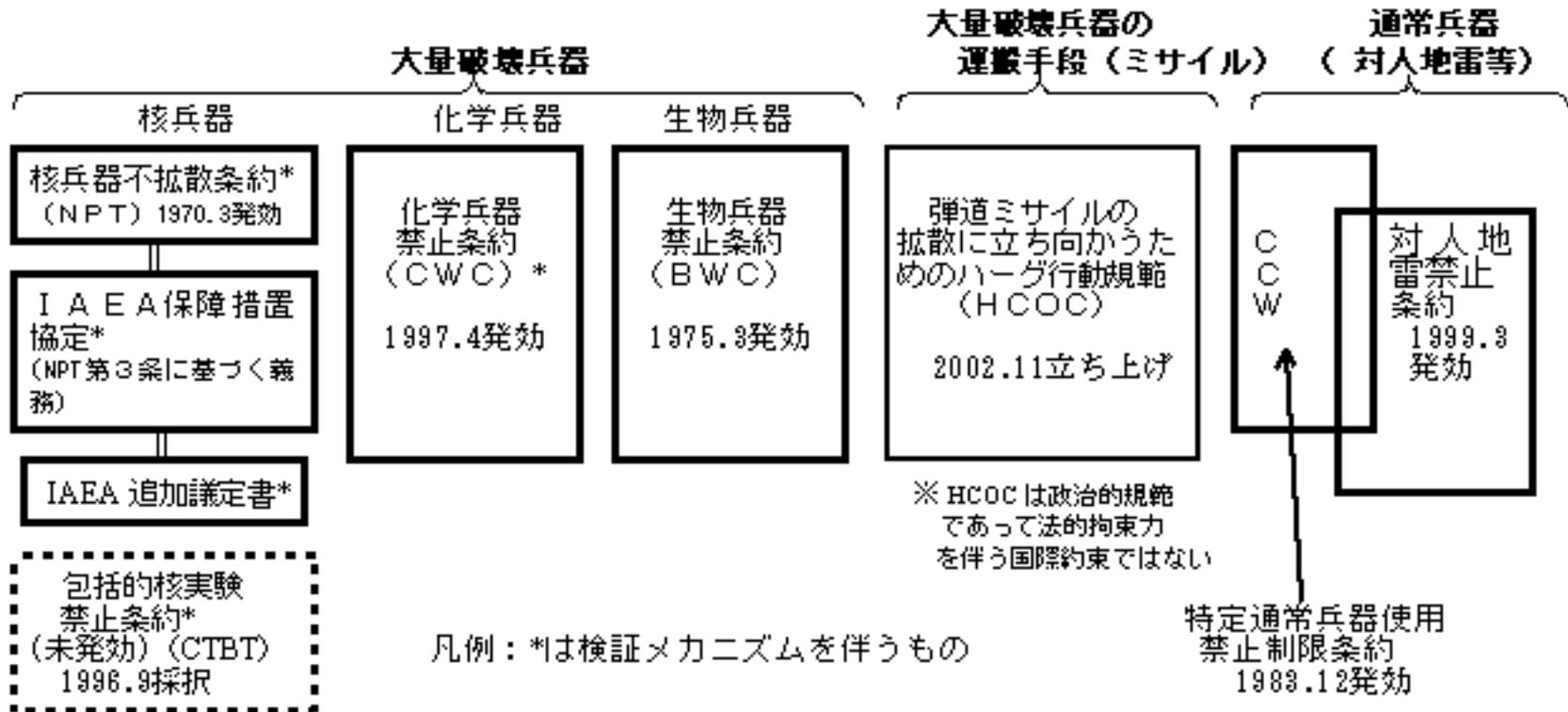
〈提出すべき誓約書〉

需要者が確定している場合	需要者が確定していない場合
<p>① 需要者等の誓約書 (用途の限定、再輸出の制限等)</p> <p>② 輸出者等の誓約書 (需要者等から再輸出の事前同意を求められた場合、通商産業省へ相談)</p>	<p>① 輸入者等の誓約書 (販売対象の限定、再輸出の制限等)</p> <p>② 輸出者等の誓約書 (輸入者等から再輸出の事前同意を求められた場合、通商産業省へ相談)</p>

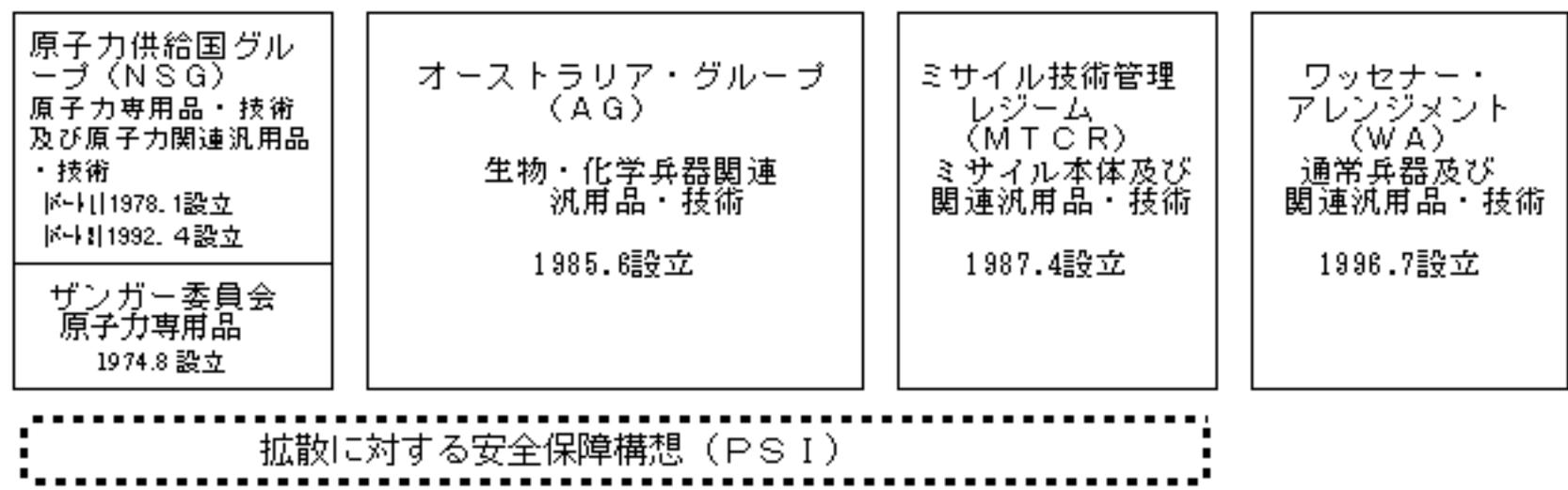
[出典] 通商産業省通達「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」

[出典] 国吉 浩:原子力関連輸出規制と違反事例、日本原子力学会誌、Vol.41 No.8 p.18 (1999)

軍縮・不拡散のための条約等



輸出不拡散管理のための仕組み



新しい不拡散イテ

図1 大量破壊兵器、ミサイル、通常兵器及び関連物質等の軍縮・不拡散体制の概要